

加東市地域防災計画の修正に係る意見に対する考え方について

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>震災対策編</b>			
<b>第1編第1章第2節第1 防災機関の事務又は業務の大綱</b>			
1	p9	「関西電力株式会社」の記載は不要である。	「関西電力株式会社」は、削除いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第2章第7節第1 自主防災組織等の資機材</b>			
2	p62	「図れる」を「図られる」に修正し、可能から受け身に修正しているが、自主防災組織に対して必要な修正であったのか。	ら抜き言葉であったため修正しています。可能の意味のままです。
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第2章第10節第1 避難所等の指定</b>			
3	p65	「震災による最大規模の避難者数」とあるが、確保すべき避難所数を明確にするため、現時点での数値を記載してはどうか。	「9,635人（第1編第2章第3節第3参照）」を追記いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第2章第10節第1 避難所等の指定</b>			
4	p66	広域避難で活用する既存の枠組みの具体例について、加古川減災対策協議会だけでなく、より広域の14市町で構成されている東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会も記載してはどうか。	「加古川減災対策協議会及び東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会など」に修正いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第2章第10節第1 避難所等の指定</b>			
5	p66	福祉避難所について、あらかじめ受入対象者を特定するとあるが、災害発生時には、特定していない要配慮者が避難してくることも考えられ、柔軟な対応が必要であり、どのように対応するのか明記すべき。	これは、福祉避難所として指定避難所を指定する際の記述であり、あらかじめ受入対象者を特定することが基本であることから修正案のとおりとします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第2章第10節第1 避難所等の指定</b>			
6	p67	「指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては」から始まる文章は、抽象的すぎて意味が分かりにくく、読み手を選んでしまう。分かりやすく修正できないか。	「指定避難所は、避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。」を文前に追記いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第2章第10節第7 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</b>			
7	p68	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、確保すべき避難所数を記載してはどうか。	新型コロナウイルス感染症への対応については、記載のとおり、分散避難の推奨及びホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により対応することが重要となります。したがって、修正案のとおりとします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第2章第15節第2 災害時要援護者支援体制の確保</b>			
8	p79	「避難行動要支援者本人の同意を得た上で」と追記しているが、加東市避難行動要支援者名簿に関する条例第5条第2項では、「本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする」とあるので、このことが分かるように修正してはどうか。	この項目の最後に、「なお、避難行動要支援者本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。」を追記いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第2章第15節第2 災害時要援護者支援体制の確保</b>			
9	p80	民生委員は、児童委員を兼ねているため、「民生委員、児童委員」ではなく、「民生委員・児童委員」が適切ではないか。	ご指摘のとおり、児童福祉法第16条第2項に基づき、民生委員は児童委員を兼ねています。しかし、民生委員は、民生委員法で扱っており、根拠法令が異なることから、修正案のとおりとします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第4章第7節第1 電力施設の整備等</b>			
10	p113	「関西電力(株)及び」の記載は不要である。	「関西電力(株)及び」は削除いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第4章第7節第1 電力施設の整備等</b>			
11	p113	災害時優先道路の緊急通行については、自治体等との協議の実施ではなく、警察等との連携で対応するため、修正すること。	「警察等との連携」に修正いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第4章第7節第1 電力施設の整備等</b>			
12	p114	地域貢献について「関西電力(株)及び」の記載は不要である。	「関西電力(株)及び」は削除いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第4章第7節第1 電力施設の整備等</b>			
13	p114	防災教育、防災訓練、マニュアル類の整備について「関西電力(株)及び」の記載は不要である。	「関西電力(株)及び」は削除いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第2編第4章第7節第1 電力施設の整備等</b>			
14	p114	「関西電力(株)及び」の記載は不要である。	「関西電力(株)及び」は削除いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第3編第2章第1節第3 災害対策本部</b>			
15	p130	議会事務局の事務分掌について、市議会の後に「災害対策協議会」を追加して、「市議会災害対策連絡協議会」としてください。	「災害対策連絡協議会」を追記いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>震災対策編</b>			
<b>第3編第3章第2節第3 医療・助産対策</b>			
16	p158	医薬品の品目の表の中にある「抗不安剤」は、「抗不安薬」とするのが一般的ではないか。	「抗不安薬」に修正いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
17	p199	地域における防災体制も含め、「関西電力株及び」の記載は不要である。	「関西電力株及び」は、削除いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
18	p199	地域における防災体制について、「神戸及び」の記載は不要である。	「神戸及び」は、削除いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>震災対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
19	p199	「関西電力(株)及び」の記載は不要である。	「関西電力(株)及び」は、削除いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
20	p199	「非常事態に対処するための必要な要を速やかに確保し」とあるが、「要」は誤字又は脱字ではないか。	脱字のため、「要員」に修正いたします。
<b>震災対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
21	p200	通話制限について、「関西電力(株)及び関西電力送配電(株)の」を「支社長」の前に追記されているが、追記は不要である。	「関西電力(株)及び関西電力送配電(株)の」は、削除いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>震災対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
22	p202	災害時における応急工事について、「①水力・火力発電設備」を追記されているが、加東市域に設備がないため、追記は不要である。	追記した内容を削除するとともに、追記により生じた数字のずれを戻します。
<b>震災対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第3 電気通信の確保</b>			
23	p207	災害用伝言ダイヤルの保存期間は、2日間とは限らない。	「提供終了まで」に修正いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第1編第1章第2節第1 防災機関の事務又は業務の大綱</b>			
24	p9	「関西電力株式会社」の記載は不要である。	「関西電力株式会社」は、削除いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第2章第7節第1 自主防災組織等の資機材</b>			
25	p39	「図れる」を「図られる」に修正し、可能から受け身に修正しているが、自主防災組織に対して必要な修正であったのか。	ら抜き言葉であったため修正しています。可能の意味のままです。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第2章第10節第1 避難所等の指定</b>			
26	p42	「浸水想定区域による最大規模の避難者数」とあるが、確保すべき避難所数を明確にするため、現時点での数値を記載してはどうか。	「9,393人（令和2年度加東市風水害ハザードマップ作成時の推計より床上浸水となる0.5m以上の区域内における推計居住人口）」を追記いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第2章第10節第1 避難所等の指定</b>			
27	p43	広域避難で活用する既存の枠組みの具体例について、加古川減災対策協議会だけでなく、より広域の14市町で構成されている東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会も記載してはどうか。	「加古川減災対策協議会及び東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会など」に修正いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第2章第10節第1 避難所等の指定</b>			
28	p43	福祉避難所について、あらかじめ受入対象者を特定するとあるが、災害発生時には、特定していない要配慮者が避難してくることも考えられ、柔軟な対応が必要であり、どのように対応するのか明記すべき。	これは、福祉避難所として指定避難所を指定する際の記述であり、あらかじめ受入対象者を特定することが基本であることから修正案のとおりとします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第2章第10節第1 避難所等の指定</b>			
29	p44	「指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては」から始まる文章は、抽象的すぎて意味が分かりにくく、読み手を選んでしまう。分かりやすく修正できないか。	「指定避難所は、避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。」を文前に追記いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第2章第10節第7 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</b>			
30	p45	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、確保すべき避難所数を記載してはどうか。	新型コロナウイルス感染症への対応については、記載のとおり、分散避難の推奨及びホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により対応することが重要となります。したがって、修正案のとおりとします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第2章第15節第2 災害時要援護者支援体制の確保</b>			
31	p54	「避難行動要支援者本人の同意を得た上で」と追記しているが、加東市避難行動要支援者名簿に関する条例第5条第2項では、「本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする」とあるので、このことが分かるように修正してはどうか。	この項目の最後に、「なお、避難行動要支援者本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。」を追記いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第2章第15節第2 災害時要援護者支援体制の確保</b>			
32	p54	民生委員は、児童委員を兼ねているため、「民生委員、児童委員」ではなく、「民生委員・児童委員」ではないか。	ご指摘のとおり、児童福祉法第16条第2項に基づき、民生委員は児童委員を兼ねています。しかし、民生委員は、民生委員法で扱っており、根拠法令が異なることから、修正案のとおりとします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第4章第7節第1 電力施設の整備等</b>			
33	p83	「関西電力(株)及び」の記載は不要である。	「関西電力(株)及び」は削除いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第4章第7節第1 電力施設の整備等</b>			
34	p83	災害時優先道路の緊急通行については、自治体等との協議の実施ではなく、警察等との連携で対応するため、修正すること。	「警察等との連携」に修正いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第4章第7節第1 電力施設の整備等</b>			
35	p83	地域貢献について「関西電力㈱及び」の記載は不要である。	「関西電力㈱及び」は削除いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第4章第7節第1 電力施設の整備等</b>			
36	p84	防災教育、防災訓練、マニュアル類の整備について「関西電力㈱及び」の記載は不要である。	「関西電力㈱及び」は削除いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第2編第4章第7節第1 電力施設の整備等</b>			
37	p84	「関西電力(株)及び」の記載は不要である。	「関西電力(株)及び」は削除いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第2章第1節第3 災害対策本部</b>			
38	p112	議会事務局の事務分掌について、市議会の後に「災害対策協議会」を追加して、「市議会災害対策連絡協議会」としてください。	「災害対策連絡協議会」を追記いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第3章第2節第3 医療・助産対策</b>			
39	p147	医薬品の品目の表の中にある「抗不安剤」は、「抗不安薬」とするのが一般的ではないか。	「抗不安薬」に修正いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第3章第15節2 発動時の初動体制</b>			
40	p189	「近畿統括本部災害時運転取扱要領」は、「近畿統括本部災害時運転取扱標準」に改称されたので、修正が必要である。	「近畿統括本部災害時運転取扱標準」に修正いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
41	p191	地域における防災体制も含め、「関西電力株及び」の記載は不要である。	「関西電力株及び」は、削除いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
42	p191	「神戸及び」の記載は不要である。	「神戸及び」は、削除いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
43	p191	体制の確立について、「関西電力㈱及び」の記載は不要である。	「関西電力㈱及び」は、削除いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
44	p192	通話制限について、「関西電力㈱及び関西電力送配電㈱の」を「支社長」の前に追記されているが、追記は不要である。	「関西電力㈱及び関西電力送配電㈱の」は、削除いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第1 電力の確保</b>			
45	p193	災害時における応急工事について、「①水力・火力発電設備」を追記されているが、加東市域に設備がないため、追記は不要である。	追記した内容を削除するとともに、追記により生じた数字のずれを戻します。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第3章第16節第3 電気通信の確保</b>			
46	p198	災害用伝言ダイヤルの保存期間は、2日間とは限らない。	「提供終了まで」に修正いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第5章第2 原子力事故災害応急対策</b>			
47	p255	交通規制等について、道路の通行禁止又は制限は、交通管理者（警察）も行うことから、記述を修正すべき。	「警察は、優先的な避難路及び緊急交通路の確保、被害拡大防止を図るため、災害対策基本法又は道路交通法に基づく交通規制を実施する。警察は、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携して、被災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施する。」を追記いたします。
<b>風水害等対策編</b>			
<b>第3編第5章第2 原子力事故災害応急対策</b>			
48	p255	放射線サーベイ検査の実施や除染について、市職員に専門的な対応スキルはないが、医療及び健康相談の実施主体は、相談窓口の設置を除いて市となるのか。	兵庫県防災計画にも記載があり、市及び県が主体となり、対応することが基本ですが、放射線サーベイ検査の実施や除染について市職員で対応できないものについては、他機関の応援を要請することを想定しています。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>資料編</b>			
49	p15	例規を改正した場合は、最新のものに更新すべき。	加東市災害見舞金等支給規則を令和3年に改正しておりましたので、改正部分を追記いたします。
<b>資料編</b>			
50	p55	文例1、文例3について、切れた電線に関する連絡は、「電力会社」より「送配電会社」の方が良いのではないかと。	「送配電会社」に修正いたします。
<b>資料編</b>			
51	p81	ライフライン被害・復旧状況の報告は、関西電力ではなく、関西電力送配電に行う方が良いのではないかと。	「関西電力送配電」に修正いたします。

No.	ページ	意見	考え方（計画への反映について）
<b>資料編</b>			
52	p93	東条学園小中学校は、避難所として記載しないのか。	東条学園小中学校を追記いたします。
<b>資料編</b>			
53	p113	たきの愛児園の住所が移転前のみではないか。	住所を修正いたします。
<b>資料編</b>			
54	p114	市立東条学園小中学校の前期課程校舎及び後期課程校舎の記述は不要ではないか。	これらの記述は削除し、代わりに市立東条学園小中学校の新校舎の情報を追記いたします。